

## 主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説  
早期陳情・一斉陳情を実施  
3面 当面の問題シリーズ153  
4~6面 第59回定期大会議案  
第1号議案、第2号議案

## 東京税政連

発行所

東京税理士政治連盟

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

電話 03(3356)4479

【URL】<https://t-zeisei.jp>

編集発行人 広報委員長

森下 基樹

## 令和8年度 税制改正に関する要望

## 重要要望事項

- I. 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。
- II. 役員給与税制について見直しを行うこと。
- III. 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。
- IV. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- V. 所得税の確定申告期限を延長すること。
- VI. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

## 個別要望事項

[法人税関係]

1. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること。

[所得・消費税関係]

2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。

[所得税関係]

3. 基礎的な人的控除の控除額を生活保護等の水準に引き上げること。

[所得・法人税関係]

4. 新設法人における定期同額給与の支給開始時期を柔軟化すること。

[資産税関係]

5. 事業を承継する後継者の相続税負担を軽減すること。

・納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。

・法人版事業承継税制(一般措置)に代えて、一定の評価減制度を創設すること。

・回収困難なオーナー貸付金の評価引下げなど、所要の措置を講じること。

[その他]

6. 印紙税を廃止すること。

7. 国民の理解が得られるような簡素な税制とすること。

## 消費税の複数税率制度の廃止、インボイス制度

## 導入に伴う各種特例措置の延長等を要望

## 令和8年度 税制改正要望を決定

本連盟は、日本税理士会連合会「令和8年度税制改正に関する建議書」の内容を踏まえ、さらに東京税理士会「令和8年度税制及び税行政の改正に関する意見書」に基づき各単位税政

連の意見を徴して、令和8年度税制改正に関する要望

重要要望事項は6項目で、日税連建議書における重要建議項目と同一である。

要望リーフレットは、従来同様、本連盟・東京会の名称を併記し、東京会会報「東京税理士界」8月号に同封して、全会員に送付

また、同幹事会では、令和8年度都政に関する要望

運動経過並びに組織活動報告承認の件」のうち「運動経過」は、昨年の大会で承認された令和6年度運動経過並びに組織活動報告承認の件」は、昨年8月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。大会議案は、次のとおり

第1号議案「令和6年度運動経過」は、昨年の大会で運動経過並びに組織活動報告承認の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第2号議案「令和6年度運動経過」は、昨年の大会で運動経過並びに組織活動報告承認の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第3号議案「令和7年度運動方針決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第4号議案「令和7年度組織活動方針決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第5号議案「令和7年度収支予算決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第6号議案「任期満了に伴う役員選任の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第7号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第8号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第9号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第10号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第11号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第12号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第13号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第14号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第15号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第16号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第17号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第18号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第19号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第20号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第21号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第22号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第23号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第24号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第25号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第26号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第27号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第28号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第29号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第30号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第31号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第32号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第33号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第34号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第35号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第36号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第37号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第38号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第39号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第40号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第41号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第42号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第43号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第44号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第45号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第46号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第47号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第48号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第49号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第50号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第51号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第52号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第53号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第54号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)、総務会(8月18日)を開催して、大会議案を決

定した。

第55号議案「大会決議決定の件」は、昨年7月24日(月)

# 会長退任に当たって

我が「東税政」は永久に不滅です！



会長あいさつ

名倉 明彦

歴代会長が最も悩んだ課題のひとつに本連盟の組織率の低下があります。平成6年にそれまでの税理士会員の全員加入がなくなり、平成22年に加入率が5割を下回ることとなつてから、ほぼ一貫して組織率が低下してきています。

そこで現執行部では、このような事態を打開するため、加入促進策を網羅的に行うこととして、昨年12月に「税理士政治連盟組織強化策△手引き△」を策定し各単位税政連とも共有して、本年から本格的に実施しました。

手始めに東京会の証票交付式における加入勧奨の方法を変更した結果、変更前は平均して対象者の10%前後であった加入者数が数倍になりました。今後は、税理士法人の社員税理士、所属税理士の方々にも税政連の必要性を感じていただけるよう、施策を講じて参ります。

私は本期で会長を退任しますが、「我が「東税政」は永久に不滅です！」第59回定期大会は、私の会長としての最後の大会になりますので、大勢の皆さまがご出席ください、熱心な討議が行われることを期待しております。

さて最後に私事ではございませんが、9月開催の定期大会をもって、会長を退任いたします。三期6年の間、会員、役員の皆さまからのご指導、ご支援のお陰を持ちまして、大過なく務めることが出来ました。

私は本期で会長を退任しますが、「我が「東税政」は永久に不滅です！」第59回定期大会は、私の会長としての最後の大会になりますので、大勢の皆さまがご出席ください、熱心な討議が行われることを期待しております。



5月・木原誠二議員

# 早期陳情・一斉陳情を実施

本連盟は、5月に国会議員27名（秘書対応・ポスティングを含む）に早期陳情書対応・ポスティングを含む）に一斉陳情を実施し、令和8年度税制改正要望事項について強く訴えた（写真II順不同）。

並びに役員の皆さんには引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また同じく1月か

ら、主として当職と幹事長が各支部の会議に出席し、税政連の必要性を説明し加入のお願いをしたところ、支部長からの強力な後押しがありその場で数名の加入があるなど、こちらも効果を実感しております。

さらに、これまでアリ

ト注力していなかつた税理士法人からの要望事項について、税理士法人制度シンボジウムを初めて開催し、多数の会員にご出席いただき、税理士法の会員にご出席いただきました。今後は、税理士法の社員税理士、所属税理士の方々にも税政連の必要性を感じていただけるよう、施策を講じて参ります。

いずれにしても組織強化

は永遠の課題と言え、会員

並びに役員の皆さんには引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

さて最後に私事ではござ

いませんが、9月開催の定期

大会をもって、会長を退任

いたします。三期6年の間、

会員、役員の皆さまからの

ご指導、ご支援のお陰を持

ちまして、大過なく務める

ことが出来ました。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に

なりますので、大勢の皆さ

まがご出席ください、熱心

な討議が行われることを期

待しております。

私は本期で会長を退任し

ますが、「我が「東税政」

は永久に不滅です！」

第59回定期大会は、私の

会長としての最後の大会に



2025年(令和7年)9月1日(月曜日)

本連盟は来る9月18日、第59回定期大会を京王プラザホテルで開催する。本紙面では第1号議案及び第2号議案の抜粋を掲載するので、ご覧いただきたい。

## 第1号案

## 令和6年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

(令和6年7月1日から令和7年6月30日まで)

本連盟は、令和6年9月19日開催の第58回定期大会で承認された運動方針、重点施策及び組織活動方針に基づき、税制改正、税理士法改正及び組織強化等の諸課題に積極的に取り組み、税理士、納税者及び中小企業の視点に立って運動を強力に展開した。以下、重点運動ごとに報告する。

**重点運動1.** 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、税理士会が志向する税理士法改正の実現に向けた運動を行った。

1. 税理士会が志向する次なる税理士法改正に向け、各方面的情報収集を行った。

2. 最近の税理士法改正の内容について会員の理解を増進するため、「税理士のためのポケットブック2025」に「15税理士法改正の実現」を掲載し、令和4年及び平成26年改正について東京税理士会(以下「東京税理士会」という。)の税理士会員に内容を周知した。

3. 税理士法人からの要望を聴取し、本連盟の要望(東京税理士会)と見聞の形成等に資するため、令和7年8月に「税理士法人制度シンポジウム『税理士法人制度の見聞』」を開催することとした。その準備を行った。テーマは、「社員税理士の無限連帯責任について」とし、出席者に問題提起を把握してもらうために当紙局外の発行、後日の審議の参考に資するため資料作成などをを行う予定としている。なお本件は、東京会との協議により同

ち「5. 税理士法人」には「(3)社員の責任」として前述の税理士法人制度シンポジウムのテーマとした社員税理士の無限連帯責任について取り上げられていくことになった。

4. 東京会・制度部が例年、支部法対策委員会等に対し行っている課題検討依頼は、令和6年度は「税理士試験制度の見直し」として、本連盟としても動いた論点が全税理士会で共有さ

れ、さらに議論されていくことになるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な論点が全税理士会で共有さ

れ、さうに議論されていくことだけ論点」が掲記されている。

5. 税理士試験制度の見直しへ向けた論点には、「税理士試験のあり方の見直しに向

くこと」が掲記されている。

6. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

7. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

8. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

9. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

10. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

11. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

12. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

13. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

14. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

15. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

16. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

17. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

18. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

19. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

20. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

21. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

22. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

23. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

24. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

25. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

26. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

27. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

28. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

29. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

30. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

31. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

32. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

33. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

34. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

35. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

36. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

37. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

38. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

39. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

40. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

41. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

42. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

43. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

44. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

45. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

46. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

47. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

48. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

49. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

50. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

51. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

52. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

53. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

54. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

55. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

56. さうに議論されていくこと

になるので、本連盟としても動いて注視し、必要な時に必要な

運動を開いていくこととする。

57. さうに議論されていくこと

(2) 所得税の確定申告期間中に東京会の税務支援事業が実施されるに当たり、当該事業への理解を深めるため日税政からの要請に基づき、単位税政連を通じて東京会各支部及び税理士後援会と連携して推薦議員等による視察を行い、本連盟機関紙第239号に掲載した(述べ28名)。

(3) 後援会が設置されているにもかかわらず、所属政党における税理士議員連盟に所属していない議員の後援会に対し、当該議員に議員連盟に加入するよう勧奨された旨依頼した。

(4) 非現職議員の後援会に対し、今後の動向について調査するアンケートを実施した。

(5) 後援会の定期総会、懇談会等に本連盟役員が出席した。

(6) 後援会の設立、定期総会及び意見交換会等の開催・実施に関し、当該後援会からの申請に基づき助成金を交付しており、助成金19件の実績があった。

(7) 公職選挙法等に関する正義知識を周知するため、単位税政連会長・幹事長会議による選い選挙連法研修を行った(令和7年6月)。

## 第2号議案 令和6年度収支決算報告承認の件

### 令和6年度収支報告書 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

(収入の部)

科目区分	科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘要
会 費	会 費	45,149,500	45,199,000	△49,500	令和6年度会費(@5,500×8,218名)
寄 付 金	寄 付 金	4,000,000	4,551,720	△551,720	税政連サポート募金
	日税政助成金	1,600,000	3,732,840	△2,132,840	日本税理士政治連盟からの助成金
事 業 収 入	機関紙広告料	13,574,000	13,574,000	0	東税協、東税データ他協賛広告、ポケットブック広告(東税協)
	受託事業収入	3,740,000	3,630,000	110,000	受託事業企画運営費
	その他事業収入	889,000	888,000	1,000	大会祝金・懇親会費、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(18,203,000)	(18,092,000)	(111,000)	
雜 収 入	雜 収 入	1,000	3,453	△2,453	受取利息ほか
当 期 収 入 合 計		68,953,500	71,579,013	△2,625,513	
前 期 繰 越 金		33,302,214	33,302,214	0	
收 入 合 計		102,255,714	104,881,227	△2,625,513	

(支出の部)

科目区分	科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘要
事業活動費	事 業 費	6,540,000	3,445,753	3,094,247	国対活動関係(懇談会等)、選対活動関係、単位税政連との連携活動、ブロック別会議、セミナー・研修会関係、政策資料・要望書の作成、その他の事業活動に伴う諸費用
	資料作成費	200,000	174,240	25,760	領布用資料作成
	後援会助成金	900,000	620,000	280,000	設立助成金、活動助成金
	単位税政連助成金	350,000	171,000	179,000	活動助成金
	広報活動費	12,450,000	12,117,081	332,919	機関紙発行(年4回)費用ほか
組織活動費	事業活動費計	(20,440,000)	(16,528,074)	(3,911,926)	
	会 議 費	900,000	600,412	299,588	各種会議等に関する費用
	大 会 費	5,900,000	5,695,393	204,607	大会関係費用
	旅費交通費	2,000,000	1,418,156	581,844	旅費交通費
	涉 外 費	2,150,000	1,801,596	348,404	単位税政連、関係諸団体への祝金ほか
	組織活動費計	(10,950,000)	(9,515,557)	(1,434,443)	
日税政分担金	日本税政分担金	29,026,800	29,026,800	0	日本税理士政治連盟への分担金
経 常 経 費	人 件 費	14,000,000	11,760,850	2,239,150	事務局人件費
	事 務 費	620,000	372,253	247,747	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守
	事 務 所 費	2,700,000	2,503,032	196,968	事務室賃料、電気使用料、共益費
	通 信 費	700,000	487,536	212,464	郵便料金、電話・電報料金
	印 刷 費	1,900,000	1,547,815	352,185	封筒、名刺、振込用紙等印刷代、コピー代
	租 税 公 課	970,000	852,900	117,100	法人税等、消費税等
	雑 費	350,000	291,293	58,707	振込手数料ほか
	経常経費計	(21,240,000)	(17,815,679)	(3,424,321)	
予 備 費	予 備 費	20,598,914	0	20,598,914	
当 期 支 出 合 計		102,255,714	72,886,110	29,369,604	
当 期 収 支 差 額		△33,302,214	△1,307,097	△31,995,117	
次 期 繰 越 金		0	31,995,117	△31,995,117	

策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること」との附帯決議も付されおり、今後ともこの実現に向けて、税理士のためのポケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。ここで平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に資するものとして導入された。当該制度は税の分野で活用されることのないよう、また税理士制度の健全な発展を阻害することのないよう注視した。

直接、支部役員・会員に本連盟の情報を用いることを確認するため、利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士会員に本件問題の重要性を理解し、これまでの議論の経過を参考に資するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

税理士会及び同支部との連携により、税理士連盟の効率化、公平・公正な社会の実現に貢献するため、税理士連盟のボケットブック2025に「納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。これでは平成22年を度税改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正などについて詳述している。

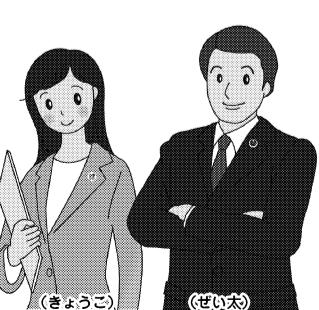
# 申込受付中です

! (次回募集は来年1月)

## 個人年金

- 税理士、事務所職員の方が個人で加入できます。
- 新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。

9/30(火)  
申込書必着



● 旧個人年金保険料控除が適用。

● 月掛1万円から最高50万円まで

● 別途積増金制度あり

(1回につき10万円から最高500万円まで)

● 最長85才まで積立可。

受取方法は受給時に選択可能



にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

<http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財團法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。





